

さいたま市創エネ・蓄エネ設備導入補助金 事務取扱基準

令和3年6月14日 施行  
 令和3年10月21日 施行  
 令和4年6月1日 施行  
 令和5年5月15日 施行  
 令和6年5月1日 施行  
 令和7年4月11日 施行

1 令和7年度の各期間については、下表のとおりとする。

| 事業完了日                                    | 交付申請書の提出期間                              | 実績報告書の提出期間                             |
|------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 令和7年3月16日から<br>令和8年3月15日まで※ <sup>1</sup> | 令和7年4月22日から<br>令和8年3月2日まで※ <sup>2</sup> | 交付決定通知日から<br>令和8年3月23日まで※ <sup>2</sup> |

※1 事業完了日は、原則として工事及び支払いが全て完了した日とする。

※2 交付申請書及び実績報告書の受付は、土日・祝日・及び12月29日から1月3日までを除く8時30分から17時15分（以下「業務時間」という。）に行うものとする。なお、電子申請・届出サービス又は郵送による申請等により業務時間外に到達した場合は、翌開庁日を提出日とし、受付を行うものとする。

2 交付申請書の受付は先着順とし、予算の範囲を超えた場合は、提出期間内であっても受付を終了することとする。

3 同日に複数の交付申請書の受付が行われ、かつ、申請額の合計が予算の範囲を超えた場合については、以下の方法をもって、受理する交付申請書を決定するものとする。

(1) 受理する交付申請書の決定に当たっては、抽選を行うものとする。また、抽選の方法はあみだくじとし、「当選」及び「キャンセル待ち順位」を決定することとする。

(2) 書類が揃っている申請のみを抽選の対象とする。

(3) 抽選に当たっては、ゼロカーボン推進戦略課職員があみだくじの作成を行い、ゼロカーボン推進戦略課主査級以上の職員が抽選することとする。また、抽選の際には、ゼロカーボン推進戦略課職員1名以上の立会人を置くこととする。

- (4) 抽選に当たっては、抽選日時、くじ作成者、抽選者、立会人を記録し、ゼロカーボン推進戦略課長の確認を得ることとする。また、抽選の結果については、全ての抽選対象者に文書にて通知する。
- (5) 抽選終了後において、当選者もしくは他の補助金申請者の中に補助金交付の要件を満たさない申請または辞退があった場合には、キャンセル待ち順位に基づき受理する交付申請書を決定するものとする。